

令和4年11月 9日

公 告

分任契約担当官陸上自衛隊
北海道補給処日高弾薬支処
会計科長 土橋 祐一

次のとおり一般競争入札（売払）を行います。

1 競争に付する事項

- (1) 件 名
真鍮屑ほか4件 別紙1内訳書のとおり
- (2) 搬出場所
陸上自衛隊日高分屯地
- (3) 搬出期限
令和5年1月31日（火）（代金納付後5日までに搬出）

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 全省庁統一資格申請において「物品の買受け」の「C以上」の格付けを有する者で北海道地域に競争参加資格を有する者。（資格審査結果通知書の写を入札時までに必ず提出すること。）
- (3) 別紙第2「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。
- (4) 「入札及び契約心得」を厳守している者。
- (5) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (6) 現場確認をしていること。又は、現場確認をしなかった事によって生じる不利益は買受人の負担とすることを了承の上、参加すること。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊日高分屯地 北海道補給処日高弾薬支処会計科 契約班及び北海道補給処HP

4 入札（現場）説明会の場所及び日時

実施しない。ただし令和4年11月9日～令和4年11月22日（土日祝日を除く）9時～16時までの間に現場を確認すること。なお、現場確認を希望する際は、現場確認希望日の前日15時までに下記担当者に連絡をすること。

5 競争入札執行の場所及び日時

- (1) 場 所
陸上自衛隊日高分屯地 北海道補給処日高弾薬支処会計科
- (2) 日 時
令和4年11月22日（火） 9時00分～（10分前より入室可）

6 保証金等に関する事項

(1) 入札保証金

免除。但し、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

(2) 契約保証金

免除。但し、契約者が契約を履行しない場合は、落札価格の100分の10以上を違約金として徴収する。

7 入札の無効

(1) 第2項で示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札

(2) 入札に関する条項に違反した入札

(3) 入札金額、入札者の氏名が判別し難い入札

(4) 電報・FAXによる入札

(5) 入札開始時刻に遅れた者による入札

(6) 入札者が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合

(7) 次の文面を記載していない入札書による入札「当社（私（個人の場合）、当団体（団体の場合））は暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。」

8 落札決定方式

落札金額が、当隊所定の予定価格以上の最高入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき最高入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。なお、入札書については、消費税込の価格を記載すること。

9 契約書の作成

落札者は、契約担当官から交付された契約書案に記名押印し、直ちに契約担当官に提出しなければならない。落札者がこの契約書案を提出しないときは、落札は、その効力を失う。

10 その他

(1) 再度入札の必要が生じた場合

直ちに実施する。但し、郵便入札があった場合は別途執行日時を示して後日執行する。

(2) 郵便入札

件名を記入した小封筒に入札書を入れて封印をし、それと資格審査結果通知書の写を「〇〇（入札件名）入札書在中」と記載した封筒に入れて、書留郵便（簡易書留可）にて11月21日（月）17時までに北海道補給処日高弾薬支処会計科に必着させること。この際、入札担当者に電話にて到着の確認を行うこと。

(3) 会計科及び要求部隊において新型コロナウイルスの陽性患者等が発生した場合、急遽現場説明等の日程を変更する場合がありますので了承されたい。

(4) 売払物品の実質重量及び状態については、現物現況を優先する。

(5) 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。

(6) **新型コロナウイルス感染拡大防止のため、原則郵便入札を推奨する。**

(7) 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。

(8) 代金の納付は、歳入徴収官の発行する納入告知書又は契約担当官の口頭告知により、指定された期日及び場所に納付するものとする。

- (9) 契約業者は輸送時の保管等に際し、紛失防止に万全を期すること。
- (10) 契約業者が契約物品を廃棄する場合には、環境保全に関する法律に基づき実施するものとし一切の責任は契約業者の責によるものとする。
- (11) 売払物品の引取り、保管、整備、使用等に際して発生する一切の費用は、買受人の負担とする。
- (12) 売払物品の引取りに際しては事故防止に留意するとともに、事故発生の場合は全て買受人の責任において処理すること。
- (13) 売払物品は現状渡しであり、契約締結後、防衛省は物品に対して一切の責任を負わないこと。また、買受人は当該物品に不具合、隠れたる瑕疵（かし）等を発見しても、契約代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。
- (14) 売払物品の使用等に際して必要となる法令上の各種手続は、買受人の責任において行うこと。
- (15) 入札及び現場確認に関する事項の問い合わせ先
陸上自衛隊日高分屯地 北海道補給処日高弾薬支処会計科 担当 土橋(どばし)
TEL 01457-6-2241 (内345)
FAX 01457-6-2241 (内348)
- (16) 物品に関する事項の問い合わせ先
陸上自衛隊日高分屯地 北海道補給処日高弾薬支処補給科 担当 佐久間(さくま)
TEL 01457-6-2241 (内234)

11 公告掲示場所及び期間

- (1) 掲示場所
日高分屯地、島松駐屯地、北海道補給処HP及び日高町役場
- (2) 掲示期間
令和4年11月9日(水)～令和4年11月22日(火)

内 訳 書

No	品名	規格	単位	数量	単価 (税込)	金額
1	真鍮屑	火管	kg	344.85		
2	鉄屑	1級	〃	8,040.02		
3	鉄屑	2級	〃	3,831.80		
4	鉄屑	級外	〃	2,053.29		
5	アルミ屑	込みがら	〃	119.57		

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

陸上自衛隊仕様書		
物品番号	仕様書番号	
真鍮屑ほか	補給-8	
	防衛大臣承認	年 月 日
	作成	令和 4年 11月 7日
	変更	年 月 日
	作成部隊等名	北海道補給処日高弾薬支処

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊北海道補給処日高弾薬支処の保有する打がら薬きょう類（以下、“真鍮屑ほか”という。）の売払について必要な事項について規定する。

1.2 引渡場所

北海道沙流郡日高町字千栄 7 5

2 真鍮屑ほかに関する事項

2.1 種類・数量

真鍮屑ほかの種類、予定数量は「別表」による。

2.2 搬出要領

- 真鍮屑ほかの積載及び輸送は、契約の相手方が行うものとする。
- 真鍮屑ほかの収納容器等は、契約の相手方が用意するものとする。
- 真鍮屑ほかを受領した契約の相手方は、輸送にあたり脱落及び紛失・盗難防止の処置を行うものとする。
- 搬出後の管理は、契約の相手方が責任者となり関係法令などに従って管理を行う。

2.3 法令の厳守

契約の相手方は、この仕様書に規定する他、国、道、及び市町村において規定された関係法令などを厳守しなければならない。

2.4 打がら薬きょう類の処置要領

- 契約の相手方は、真鍮屑ほか（打がら薬きょう類）がそのまま使用できないかまたは復元できないように解体・切断・破砕・圧縮・溶解など（以下、“解体など”という。）の措置を確実に実施する。この際、保全上必要な部位あるいは悪用されるおそれのある部位は完全に破壊する。
- 官側は、真鍮屑ほか（打ちがら薬きょう類）の処置要領について事前に確認し徹底する。

2.5 管理要領に関する要求

処置前（原型のままの状態）の真鍮屑ほか（打がら薬きょう類）は、他への持ち出し、又は他の業者への売払をしてはならない。

2.6 保全

保全は次による。

- 契約の相手方は、この契約の履行に当たり、直接又は間接にかかわらず知り得た事項の管理に万全を期すとともに、別途利用その他への公表などは、官側の許可なく行ってはならない。また、この契約終了後も同様とする。
- 分屯地への立入りに際しては、分屯地所定の立入手続を行う。

- c) 分屯地の中で作業を行う場合、分屯地内での行動（入門手続、火気取扱い、作業用通路など）は分屯地の規則及び分屯地関係者の指示を厳守して、作業地域以外への立入りを禁止する。
なお、やむを得ず当該地域以外への立入りを必要とする場合には、所定の手続を行う。
- d) 契約の相手方は、真鍮屑ほか（打がら葉きょう類）の解体など処置が終わるまで間、厳重な保管管理を実施しなければならない。

2.7 安全管理

契約の相手方は、必要に応じて危険防止のための措置を講ずるとともに、機会あるごとに作業員に対しても注意を喚起する。また、作業の工程ごとに安全に対する検討を行い、必要な措置を講ずるなど、安全管理を徹底する。

5 その他の指示

5.1 その他は次による。

- a) 積載作業で発生したこん包材及び産業廃棄物は、契約の相手方が処分する。
- b) この据付けに際し、分屯地内の施設等に損傷を与えないように十分注意して施工し、万一損傷を与えた場合は、速やかに監督官及び分屯地管理者に報告するとともに、契約の相手方の負担において原形に復旧する。
- c) この据付け終了時には、整理・清掃を確実に行うとともに、仮設物などの撤去を完了する。
- d) 作業の実施に当たっては、午前8時15分から午後5時までの平日を基準とし、その時間を超える場合は、分屯地管理者との調整によって所要の手続をとる。
- e) 役務履行に必要な電気及び水の使用は、分任契約担当官等と調整する。

5.2 仕様書に関する疑義

この仕様書に疑義がある場合は、分任契約担当官等に連絡し、その指示をうけるものとする。